

## 海外

### 米州諸国

#### ◆ブッシュ大統領、連邦準備制度理事会、新理事にマリンズ氏を指名

ブッシュ大統領は、昨年12月8日ヘラー前理事(7月31日付で辞任)の後任として財務次官補のマリンズ氏(David W. Mullins, Jr.)を指名した。同氏は87年10月の株価暴落後に設立されたいわゆる「ブレイディ委員会」にAssociate Directorとして参加したほか、89年に財務次官補就任の後は、貯蓄金融機関の救済を目的とした「金融機関改革救済執行法」(8月成立)の起草や議会通過等に際し中心的役割を果たしたと伝えられている。なお、同氏の理事就任に際しては上院による承認が必要であり、承認を受けた場合、任期はヘラー前理事の任期を引き継ぎ、96年1月末までとなる(本来の理事任期は14年間)。

#### ◆米国証券業協会、銀行・証券の業務相互乗り入れを内容とする金融制度改革案を採択

米国証券業協会(The Securities Industry Association)<sup>(注)</sup>は、昨年12月2日同協会年次総会において、銀行・証券の業務相互乗り入れを内容とする金融制度改革案を採択した。同改革案の概要は、以下のとおり。

##### ① 銀行・証券の相互乗り入れの対象となる証券業務の範囲は、次のとおりとする。

証券業務……証券の引受け、ディーリングおよび分売、M&A、その他の投資顧問サービス

証券関連業務……商品ディーリング、オプション、貿易関連以外の投機的外為取引等

##### ② 銀行の証券業務については、同業務を預金保険の対象となる銀行業務と分別したうえで容認する。

——銀行の証券業務については、別途設立する投資銀行金融会社(Investment Banking Financing Company、以下IBFC)およびその証券子会社を通じて行うこととする。

——証券会社についても、銀行とのイコールフット

ングを図る観点からIBFCの設立を認める。

- ③ 連邦預金保険公社加盟銀行と同系列証券関連会社(IBFCおよびその証券子会社)との間にファイアウォールを設け、相互交流を原則として禁止する。
- ④ 証券会社に対しては、「消費者金融銀行」(consumer financing banks、連邦預金保険対象)の保有を認め、小口ブローカー業務に関しては、両業態とも銀行子会社経由での運営を認める。

- ⑤ 規制監督制度については、業務内容に応じて所管当局が監督にあたる機能別監督制を導入する。すなわち、銀行系、証券会社系にかかわらず、銀行業務を営んでいる会社に対してはFRBが、証券業務を営んでいる会社に対してはSECがそれぞれ監督にあたることとする。

同協会では、今次改革案の目的として、①銀行・証券会社の競争条件平等化、②連邦預金保険加盟銀行から証券・同関連業務を分離することによる、税負担者のリスク軽減、③米国の金融機関の国際競争力向上、等を挙げている。

(注) 米国証券業協会は、米国およびカナダの証券ブローカー、投資銀行620社以上より成る業界団体。

### 欧洲諸国

#### ◆EC首脳会議、通貨統合問題等につき討議

昨年12月8、9日の両日フランスのストラスブールにおいて開催されたEC首脳会議では、①通貨統合問題(ローマ条約改定のための政府間協議)、②労働者の基本的権利の保障をうたった社会憲章問題、③東欧支援、東西ドイツ統一問題等の広範なテーマを対象に討議が行われた。今次サミットにおける主な合意内容は、以下のとおり。

##### 1. 欧州通貨統合に関するスケジュール

欧州通貨統合の実現に必要なローマ条約(57年調印)の改定に関する政府間協議を90年下半期中に開催することとし、EC委員会は90年4月1日までに同協議における所要作業内容をとりまとめた文書を提出する。

——政府間協議の具体的な日取りについては、西ドイツが90年末の総選挙までは通貨統合問題に関する議論を行わないとの姿勢を明らかにしているため、第1回協議は西ドイツ総選挙後の90年下半期EC首脳会議(議長国イタリア)の際に行われ、実質的な討議は

91年以降になろうとの見通し。

——本件に関しては、英國が反対票を投じたため11対1の多数決で採択。

## 2. 社会憲章の採択

各国労働者の相互認定、労働安全基準の共通化など26条から成る社会憲章(加盟国に対する法的強制力はなく、各国は自国の実情に応じて修正可)を11対1(英國が反対)の多数決で採択。

——英國は、同憲章の定める労働者の経営参加、最低賃金制度等大半の項目に反対を表明していた。サッチャー首相は、サミット後の記者会見で、「本憲章に関するEC指令が今後も議論される場合には従来からの反対の立場を貫く」と改めてコメントしている。

## 3. 東欧問題、東西ドイツ統一問題

(1) 東欧との経済交流および東欧への経済援助の強化イ、東欧における投資促進、市場経済体制の整備、産業構造の調整を目的とした「歐州復興開発銀行」を創設。

——東欧諸国およびOECD等EC域外国にも出資を懇意するが、資本金の過半はEC加盟国および関連EC諸機関が保持する。90年1月に設立準備作業に着手。

ロ、ECは、89年中にソ連、90年上半期中に東ドイツとの間で経済協力協定を締結する(ソ連とは12月19日に貿易・経済協力協定締結、東ドイツとは90年早々交渉を開始する見込み)。

——チェコ、ハンガリー、ポーランドとは締結済み。ハ、ソ連がオブザーバーとしてGATTに参加することを承認する。

ニ、ECレベルでの職業訓練プログラムを東欧諸国に開放するとともに、職業訓練のための欧州基金を設立する(90年初に着手)。

ホ、IMF等との協調の下に、ポーランド、ハンガリー支援のための安定基金(各10億ドル相当)の設立に参画する。

## (2) 東西ドイツ統一問題

東西ドイツの統一問題に関しては、コミュニケにおいて「ドイツ国民が自由な民族自決を通じて再統一を実現することにより欧州の平和が強化されることを希求する。かかるプロセスは、諸条約および協定ならびにヘルシンキ条約において定められた諸原則を遵守し、東西協調の対話の枠組が維持されるなかで平和裡

かつ民主的に進められるべきであり、また欧州統合の観点に立脚したものでなければならない」と述べ、種々の限定を付しながらも、EC自体が東西ドイツの統一問題にコミットした形となっている。

## ◆ EC、第12次EMS通貨調整を実施

EC加盟各国大蔵大臣および中央銀行総裁は、1月5日に開催されたEC通貨評議会において、EMS加盟通貨のうちイタリア・リラの切下げ(対ECU3.01%)を決定、発表した(8日実施)。本決定は、コミュニケによれば、「イタリア政府によるリラのEMS内におけるワイダーバンド(6%)からナローワーバンド(2.25%)への移行決定に伴う措置」。コミュニケの概要は、以下のとおり。

① EMS通貨中、イタリア・リラの切下げを以下のとおり行う。なお、リラを除く他通貨間相互のレートについては、今次調整がイタリア政府のEMS内におけるナローワーバンドへの移行決定に伴う措置であるため、調整は行わない。

### ECU基準相場(対1ECU)

		新	←	旧
ベルギー・フランス	BFr	42.1679		42.4582
デンマーク・クローネ	DKr	7.79845		7.85212
ドイツ・マルク	DM	2.04446		2.05853
フランス・フランス	FFr	6.85684		6.90403
アイリッシュ・ポンド	Ir £	0.763159		0.768411
イタリア・リラ	Lit	1529.70		1483.58
ルクセンブルグ・フラン	Lux Fr	42.1679		42.4582
オランダ・ギルダー	DGI	2.30358		2.31943
スペイン・ペセタ	Pta	132.889		133.804

(注) この他、ECUバスケット参加の3通貨の新レートを以下のとおり発表。

ギリシャ・ドラクマ	Dr	187.934
ポルトガル・エスクード	Esc	177.743
U K ・ ポンド	UK £	0.728615

② 今次切下げにあたっては、リラの中心レートをほぼ現在の市場実勢を反映したもの<sup>(注)</sup>とした結果、リラの下限介入レート(例えば、対DM現行765.4Lit)の変更はない。

(注) リラの各通貨に対する中心レートおよび強制介入レートについては、8日の市場オープン時に、各通貨当局により次のとおり発表。

	上限	中心	下限
DM(西ドイツ)	731.57	748.217	765.40
DGI(オランダ)	649.28	664.053	679.12
BFr(ベルギー)	35.469	36.2764	37.102

·FFr ( フ ラ ン ス )	213.13	223.091	228.17
Ir£( アイルランド )	1,959.84	2,004.43	2,050.03
DKr ( デンマーク )	191.79	196.154	200.62
Pta ( スペイン )	10.841	11.5111	12.223

③ E C 加盟各国大蔵大臣および中央銀行総裁は、今次決定が E M S 制度の強化に貢献するものとして、これを歓迎する。また、今次決定は、90年 7 月実施予定の欧州通貨統合第 1 段階移行に向けてのイタリア当局による正式なコミットでもある。同時に、各國大蔵大臣および中央銀行総裁は、E C の経済統合の一層の強化、とりわけ資本移動の完全自由化に関する88年 E C 指令の完全実施の観点から、イタリア政府に対し同国財政赤字の一段の削減を行うように勧奨した。

なお、今次決定につきイタリアのカルリ蔵相は以下のとおり談話を発表。

「リラのナローワーバンドへの移行決定は、イタリアの経済政策運営にあたって、これまで以上の制約を課していくことを意味する。すなわち、為替相場における自由度の制限は、これまで以上の金利変動をもたらし、巨額の財政赤字が存在する下で、財政政策はかかる金利変動の影響をより大きく受けることを意味している。しかしながら、我々はそうした道を自発的に選択したわけであり、立法府、社会圧力団体、国民各位はかかる事情を勘案し、リラのナローワーバンド内維持のため最善の努力を払うべきである。」

#### ◆ ブンデス銀行、90年のマネーサプライ目標増加率を公表

ブンデス銀行は、昨年12月14日の定例中央銀行理事会において、90年のマネーサプライ ( $M_3$ )<sup>(注)</sup>目標増加率(90年第4四半期の前年同期比)を「4~6%」とすることを決定、発表した。

(注)  $M_3$ =流通現金+要求払預金+4年未満定期預金+法定解約告知期間(3か月)付貯蓄預金

本決定に関し、同行では「ブンデス銀行は90年中もドイツ・マルクの国内購買力を維持すべく金融政策を運営していくとともに、今後とも経済の安定成長の実現に努力していく方針である。かかる政策目標を達成していく上で、ブンデス銀行としては従来同様マネーサプライ目標値を公表することが適当と考える。約2.5%の潜在成長率、最高2%の物価上昇率、および通貨流通速度の低下傾向を勘案すれば、これに相当する90年のマネーサプライ ( $M_3$ ) 増加率は5%である。中央銀行理事会と

しては、現下の諸情勢の不確実性に照らし、89年第4四半期から90年第4四半期までの期間におけるマネーサプライ增加目標値を4~6%に設定した」とコメント。

#### ◆ ブンデス銀行、居住者の国内外貸建て起債を解禁

ブンデス銀行は、1月4日の定例中央銀行理事会において、①これまでマルク建に限り認めてきた西ドイツ居住者(外国企業の現地法人を含む)の国内起債(債券、債務証書の発行)を、他通貨・E C U ・ S D R 建でも認めること<sup>(注)</sup>、およびこれと平仄を合わせるかたちで、②これまで国内での外貨・E C U 建て融資に対し課していた「1年内」という期間制限を撤廃すること、を決定した(5日発表、即日実施)。

(注) 居住者の外貨建て起債は、これまで西ドイツ国外では自由に行えたが、引受金融機関による国内投資家への一次売却は禁止されていた(国内投資家への既発債の売却は可能)。なお、非居住者が西ドイツ国内で外貨建ての起債を行うことは、従来から認められている。

#### ◆ フランス、預金金利規制等の緩和および準備預金制度の改革を決定

フランス銀行規制委員会は、この程、以下の内容を骨子とする預金金利規制等の緩和および準備預金制度の改革を行うことを決定(昨年12月29日付官報により発表)した。実施日はいずれも90年1月1日。

##### 1. 預金金利規制等の緩和

(1) 定期預金および貯蓄証書に対する残存上限金利規制を撤廃する。

——期間1か月以上3か月未満<sup>(注)</sup>の定期預金および貯蓄証書に関して、86年6月以降次のような金利上限規制が存続していた経緯。

金額50万フラン以下:	4.5%
金額50万フラン超:	フランス銀行が発表する コール翌日物金利の月間平均値の3分の2

(注) 3か月以上の場合は現在すでに自由化。

——ただし、フランスにおいては当座預金への付利が禁止されており、これとの平仄から期間1か月未満の定期預金および貯蓄証書は認められておらず、今後もかかる規制は存続。

(2) 現在禁止されている同一金融機関内で同一顧客の保有する当座預金口座から通帳預金等の口座への自動振替サービスを認める。

通帳預金等は個人のみが保有できる貯蓄商品(一定残高以下の非課税措置あり)であり、したがって本

措置により恩恵を受けるのは個人のみ。

——通帳預金等の口座から当座預金口座への振替は今後も従来と同様に禁止。

## 2. 準備預金制度の手直し

(1) これまでフランスでは、非金融機関居住者が保有する期間2年未満のフランス・フラン建て預金(CDおよび現先等を含む)が準備預金制度の適用対象となっていたが、今後は外貨預金も対象に含める。

——外貨預金への適用準備率とこれに伴うフランス・フラン建て預金に対する準備率(現行、当座預金5%、その他の預金3%)の見直しについては、90年3月末までにフランス銀行総裁が決定する予定。

### (2) 準備預金制度の運用細則の見直し

イ、CDおよび金融機関証書に関しては、現在、発行時に居住者が購入した場合には準備の適用対象、非居住者が購入した場合には対象外となっている。今回見直しでは、発行時による区分を廃止し、「居住者が保有するCD等(居住者が非居住者から取得した場合で発行者たる金融機関が当該居住者を特定できる場合を含む)」をその対象とする。

——85年3月に創設されたCD市場は順調な拡大を続けており(89年12月22日時点での残高4,690億フラン)、こうしたなかで最近は「CDを非居住者に発行して直ちに居住者に転売することにより準備率適用を回避する例が増加しており、こうした取引を抑制するのが今回見直しの狙い」(銀行規制委員会)。

ロ、準備の適用対象となる買戻し条件付債券売却の期間(2年未満)に関する判断基準をフランス銀行が新たに制定する。

——「現先の期間を2年超とする一方でこれに期限前の買戻しオプションを付すことによって準備の適用を回避しながら実質2年未満の取引を行うといった例が増えており、こうした動きに対して制度運営の厳正化を図るのが狙い」(同上)。

## ◆フランス銀行、90年のマネーサプライ目標増加率を公表

フランス銀行は、昨年12月19日開催された国家信用理事会において、90年の金融政策に関し、以下の2点を基本として運営していく旨報告した。

① インフレを防止し、国内貯蓄の増加により内需の過

熱を予防するとともに、EMS内におけるフランス・フラン相場の安定維持を図ることを目標とする、

② 具体的なマネーサプライ(M<sub>2</sub>)<sup>(注)</sup>の増加率目標値(第4四半期前年比)については、成長率の鈍化見通し(89年実質成長率見込み3.5%→90年同3.0%)等に照らし、本年(4.0~6.0%)をやや下回る3.5~5.5%の水準に設定する、

(注) M<sub>2</sub>=流通現金+要求預金+通帳預金

なお、同理事会後の記者会見において、フランス銀行ドラロジェール総裁は、「M<sub>2</sub>以外のマネーサプライ指標についてもM<sub>2</sub>と同様の伸び率低下が期待されるが、90年はEC統合を展望した貯蓄税制の改革や為替管理の自由化措置により、各金融指標間の資金の移動が不規則となることも予想されるため、広義マネーサプライ指標および国内総信用等の動きにこれまで以上の注意を払う必要がある」と述べた。

## ◆フランス銀行、市場介入金利等を引上げ

フランス銀行は、昨年12月18日、市場介入金利(9.50%→10.00%)および5~10日物現先金利(10.25%→10.75%)を各々0.5%引上げる旨決定した。

両金利の引上げは89年10月初以来の措置であり、この結果、両金利は86年12月の同行新金融調節方式導入以降の最高水準を更新。

今回の利上げにつきフランス銀行では、「本措置は、これまで追求してきたインフレ抑制政策に資するものであり、90年に向けた金融政策の枠組の中でなされたもの」とのコミュニケを発表。

## ◆フランス、残存為替管理規制の撤廃を発表

フランス政府は、昨年12月12日、残存する為替管理規制(個人の国内における外貨預金保有<ECUを除く>および海外における預金保有の禁止)を90年1月1日以降撤廃する旨発表した。

——フランスにおける為替管理の自由化は80年央以降急速に進展し、89年3月(企業関係の為替管理を自由化し、個人の国内でのECU建て預金保有を解禁)以降は上記規制のみが残存、これら規制についても90年7月1日以降のEC域内資本移動自由化に伴い、同日までに撤廃することが義務付けられていたが、期限まで半年を残してこれが実現されることとなった。

これまでフランスの為替管理はEC統合に慎重論を唱

える英國の批判的とされてきたが、本件決定に関するプレス・コミュニケにおいて、ペレゴボワ蔵相は、以下のように述べてEC統合に向けたフランスの積極的な姿勢を改めて強調した。

——「今回の決定は、フランス経済の良好なパフォーマンスおよびフランス・フラン相場の安定に対する信認を表わすものであるとともに、12月8、9日のEC首脳会議における政府間協議の開催についての合意により弾みのついた欧州金融経済統合への歩みをさらに加速させたいとの我々の意思を反映するものである。」

#### ◆スイス中央銀行、90年の中央銀行通貨量目標増加率を公表

スイス中央銀行(以下SNB)は、昨年12月15日、90年の中央銀行通貨量<sup>(注)</sup>の目標増加率(第4四半期の前年同期比)を89年同様「2%」とする旨決定、発表した。

(注) 中央銀行通貨量=流通銀行券+中央銀行預け金-スイス中央銀行の市中銀行に対する月末の一時的な与信額

本決定に関する対外発表文は、以下のとおり。

「SNB理事会は、スイス連邦政府の同意の下に、90年の中央銀行通貨量目標増加率を、2%と決定した。

本決定に伴い、90年の金融政策は引き続き締め的なものとなる。スイス経済の好況は90年においても持続すると見込まれる一方、物価上昇率は徐々にしか低下しない。かかる情勢にかんがみ、中央銀行通貨量に対する需要の伸びは、2%という供給面の目標を恐らく上回るものと思われる。

したがって、金融市場における金利水準の低下は当分の間見込み難い。SNBとしては、かかる金融政策を通じて、中期的な物価水準の安定という責務を堅持していく所存である。

89年には、SNBは中央銀行通貨量を推計で前年比2%方低下させた。この結果、同通貨量は「2%」という同年の増加目標値を大きく下回ることとなった。かかるアンダーシュートには、新銀行間決済システム(SIC)によりもたらされた通貨需要の減少が影響しているほか、SNBが予期せざる景気拡大に対処したこともある。

90年の中央銀行通貨量の増加率は、前年第4四半期平均値を基準として算出される。同目標値は、従来同様ガイドラインとして理解されるべきものであり、SNB理事会は、必要に応じて目標値から乖離される権利を留保

する。」

#### ◆スイス中央銀行、変動ロンパート・レートのスキームを変更

スイス中央銀行は、昨年12月13日、変動ロンパート・レート制度(89年5月26日導入<平成元年6月号「経済要録」参照>)。前2営業日のコール・レート翌日物金利の平均値に1%を加えた水準を当日のロンパート・レートとする仕組み)を一部改定し、同ロンパート・レートと市場金利の乖離幅を従来の1%から2%に引き上げ、翌14日から実施する旨発表した。

本決定の狙いにつき、同行はプレス・コミュニケの中で、「変動ロンパート・レートが市場金利を常に明確に上回る水準となることを確実とするためのものである」とコメント。

### アジア諸国

#### ◆台湾、経済4か年計画(90~93年)を策定

台湾行政院は、12月14日、90年を初年度とする経済4か年計画を策定した。これによると、計画期間中の実質GDP成長率は年平均7%と、ほぼ89年実績見込み(7.2%)並みを想定しており、この結果、計画最終年度の93年には1人当たり名目GDPが1万ドルを突破(11,055ドル)する見通しとなっている。一方、対外収支面では、輸入の拡大により貿易黒字を漸次縮小(89年見込み139億ドル→93年計画90億ドル)する目標を掲げており、全体としては、内需主導型の安定成長を展望するかたちとなっている。

#### 経済4か年計画の主要点

(前年比・%)

	1989年 見込み	90~93年 (平均)計画
実 質 G N P	7.2	7.0 (93年) 11,055
1人当たり名目GDP(ドル)	7,518	
消 費 者 物 價	3.7	3.5
輸 出 数 量	6.0	4.9
輸 入 数 量	10.0	7.8
貿 易 収 支(億ドル)	139	(93年) 90

### ◆タイ政府、インフレ抑制策を発表

タイ政府は、12月11日、経済関係閣僚会議を開き、景気が順調に拡大を続けるなか、物価がこのところ上昇傾向をたどっている(CPI前年比、89/4~6月+4.4%→7~9月+6.4%→10~11月+6.4%)ことにかんがみ、以下を骨子とするインフレ抑制政策を発表した。

- ① 乗用車、セメント、合板、化学肥料、紙等40品目に対する価格調整の実施
  - ② 飼料(とうもろこし、魚紛、大豆紛)の輸入関税率引き下げ(家畜飼育コストの削減による食肉価格安定が狙い)
  - ③ 政府支出の削減
  - ④ 国営企業による社債発行や政府保有株の市中放出(過剰流動性の吸収が狙い)
  - ⑤ 対外借入に係る利子源泉課税の復活(90/2月実施、対外借入の抑制が狙い)
  - ⑥ 未使用地への課税を含む土地税制の改革(地価上昇の抑制が狙い)
- なお、当初検討されていた貸出金利の上限引上げやキャピタルゲイン課税の導入等は見送りとなった。

### 共産圏諸国

### ◆中国、人民元レートを切下げ

中国人民銀行は、12月15日、人民元の対主要通貨レートを平均21.2%切下げ、翌16日より実施する旨発表した(人民元の切下げは、86年7月<切下げ率、平均13.6%>以来3年半ぶり)。

	旧	→	新
対米ドル (1ドル当たり買値)	3.7128元		4.7103元
対香港ドル (100香港ドル) (当たり買値)	47.54元		60.33元
対円 (1元当たり買値)	38.69円		30.58円

今回人民元切下げの背景について同行では、「対外経済交流および貿易を促進するために実施したもの」と説明しているが、輸出促進、輸入抑制を通じて貿易収支の改善を図ることが主たる狙いとみられている。